

令和4年第2回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和4年6月16日
招集場所 度会町議会議場
開議 令和4年6月16日（午前9時00分）
出席議員 1番 大西 徹 2番 大野 原徳 3番 中西 久博
 4番 長谷川多一 5番 貞森 義和 6番 若宮 淳也
 7番 西井 仁司 8番 舟瀬 勝 9番 濱岡 裕之
 11番 中森 慰
欠席議員 10番 牧 幸作

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	西村 夏之
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	森井 裕
総 務 課 長	中井 宏明	建設担当課長	阪口 昇吾
みらい安心課長	山下 喜市	会計管理者 兼出納室長	長谷川陽子
税務住民課長	迫本 晃	教育委員会教育長	中村 武弘
保健子ども課長	作野 和幸	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	岡谷 吉浩		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	西田 健	書 記	西村 美紀
書 記	宇田 真希	書 記	中村 公洋

議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 各常任委員長報告
- 日程第3 討論（議案第30号～議案第34号）
- 日程第4 採決（議案第30号～議案第34号）
- 日程第5 議員の派遣について
- 日程第6 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第30号 令和4年度 度会町一般会計補正予算（第2号）
- 議案第31号 町長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例について

議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度 度会町一般会計補正予算（第10号））

議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）

議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

◎開会の宣告

（9時00分）

○議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、令和4年第2回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので御了承をお願いいたします。

なお、本日、10番 牧 幸作議員が欠席いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

それでは、最初に、若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） 皆さん、おはようございます。6番議員、若宮淳也でございます。

先日6月14日に、この地域も梅雨入り宣言いたしまして、また、これからは台風シーズンに入ってきますので、大雨や台風などの水害のリスクも高まってきます。町長そして、職員の皆様におかれましては、コロナ対策、そして、日々の業務に大変であるとは思いますが、事前に、風水害のリスクやその対策などを、町民の皆様へ周知徹底していただきますよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

度会町は、これまで近隣の多気町、明和町、大台町、大紀町、紀北町の6町と共同して、スーパーシティ構想を進めてまいりました。スーパーシティ構想とは、国が推し進める国家戦略特区制度の一つで、AIやICTなどの先端技術を活用して、医療、交通、観光など、生活全般にわたる複数の分野において、便利で暮らしやすいまちの実現を目指すものでございます。これからの時代、情報通信技術の活用は

必要だと思います。度会町も課題でもあります町民の移動をどう確保していくかという交通の問題や、コロナ禍での教育、医療の拡充、行政システムの効率化などの様々なところで、今後、求められてくるものだと思います。

一方で、これとは別に、度会町は新たに近隣市町と連携して、デジタル田園都市国家構想を現在、申請しているところとお聞きしております。このデジタル田園都市国家構想は、デジタル技術の導入によって、少子高齢化や地域の過疎化、地域産業の空洞化に対応し、地域を再生していこうというものであります。これまでスーパーシティ構想を計画し、進めてきたという中で、これからデジタル田園都市国家構想を実施していくということでもありますけれども、両施策は内容的にも共通する部分もあると考えますけれども、デジタル田園都市国家構想は、スーパーシティ構想を引継ぐものなのか。それとも全く別で進めていくものであるか。お伺いしたいと思います。

また、このデジタル田園都市国家構想を進めていく中で、四つの柱があると説明されております。

まず、一つが共通地域ポータル。そして、デジタル地域通貨。そして、観光メタバースポータル。そして、データ連係基盤、この四つであります。この四つの柱が内容的にはどういうことを示すのか。また、この四つの柱のすべてに度会町は参画していくのか。広域連携の視点も含めて、どのようにお考えなのか。お伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） 皆さん、おはようございます。

それでは、若宮議員の質問にお答えいたします。

国が進めるデジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら、地方の活性化と持続可能な経済社会を目指すと言われるのが、デジタル田園都市国家構想でございます。

まさしく、デジタルが生活の一部となっている現代において、広域連携で取り組む近未来のスーパーシティ、そしてデジタル田園都市国家構想に参画しない選択肢はない。この大きな変革の波に乗っていくことが活性化の取っかかりになると考えております。

国と同じ方向を向きながら、広域連携とすることでスケールメリットや経費の削減を図りながら、最善なシステム構築を行うよう、みらい安心課に伝えております。

詳しい内容については、担当課長が説明いたします。

私からは、以上であります。

○議長（濱岡 裕之） 山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） それでは、町長に代わりまして、デジタル田園都

市国家構想の内容につきまして、御説明をさせていただきます。座らせていただきます。

先ほど詳細につきましては、議員様のほうから御説明をいただいた、ずばりそのとおりでございます。非常に分かりづらいのでございますが、実は、スーパーシティ構想とデジタル田園都市国家構想、デジ田と言わせていただきますけども、この考え方や目的、方向性は同じもので、国の補助メニューの名称と捉えていただいていると思います。6町連携でもこのデジ田の採択要件に合わせ、スーパーシティ申請をカスタマイズしてデジ田として、新たに申請したということでございます。

若宮議員御指摘のとおり、共通部分が多くスーパーシティをデジ田が引継いだ形と考えていただいて問題ございません。

先ほど言っていました四つの取組内容につきましては、幾度か御説明をしておりますが、改めて簡単に御説明を申し上げますと、デジタルを活用して行うものです。Aとしまして、一つ目です。6町共通地域ポータル、これは役場に出向かなくても手続きができるなど、様々な情報交換が双方向で行えるようになるということです。

Bのデジタル地域通貨M i e - C o i nは、現金を手渡すことなく買物ができる、地域内でお金を循環させるシステムの運用ということでございます。

Cの観光メタバース・ポータルは、SNS情報を基に、お勧めのお店や混雑状況が一目で分かるようになります。

Dのデータ連係基盤は、住基情報や子育てなど、20の自治体業務をサービス連携するものでございます。

このAからDの四つの取組につきましては、御説明を申し上げたとおりでございますが、すべてが重要ですべてが効果的であるとしながらも、相応の負担も伴いますし、度会町として参画する分野については採択を待っての御相談となることから、費用対効果や地域の特性を考慮しながら検討してまいります。

町バスもカードで乗れたり、現金不要で買物ができたり、私たち職員も画面越しの会議が増えて、津や県外へ出張で出向くことなく情報が得られるようになった。こういったこともすべてデジタルによるもので、町長が冒頭に申し上げました大きな変革の波に乗っていく。これを町として進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 構想の考えや取組を引継いでいくということがデジタル田園都市国家構想という形で理解はしたいと思います。

そして、どちらの内容も、横文字で言いましたら、英語が多く、議員・町民にとっても本当にちょっと聞きづらい、分かりづらい、新しい言葉が増えてきておりま

す。最近、本当に施策の中、そういった横文字というものがどんどん増えてきておりまして、町民にとってなかなか本当になじめない、分かりづらいものになってきております。

そこで、先ほどの4本の柱という部分で、これから参画する分に関しましては、検討していくというお答えであったと思いますが、まず、理解をどういうふうにしたらいいかというものを、一点だけ教えていただきたいんですけれども、そもそもこのスーパーシティ構想やデジタル田園都市国家構想に代表されるように、本当に分かりにくい言葉、新しい言葉が急激に増えている状況でございます。この背景には、時代の変化の中で、こういったデジタル化の波が押し寄せてきているからなのか。それとも長引くコロナ禍でなかなか終息の見えない中、ウィズコロナという意味で、こういう施策が急激に増えてきているのか。その辺、どのように理解したらいいか分からないです。どちらの背景なのかということ、まず、教えていただければと思います。

○議長（濱岡 裕之） 山下課長。

○みらい安心課長（山下 喜市） すみません。座らせていただいたまま御説明をさせていただきます。

2カ年ほどコロナ禍で、いろんな行政の在り方というのも、随分変革をしているというふうに思っております。まさしく、そのオンラインで会議ができるということは、非常に大きな意味をもっているというふうに思います。

一方で、やはり面と向かった部分というのも、当然、必要だというふうには思っておりますので、そこをつなぐのがデジタルということになろうかというふうに思っています。国のほうがデジタル田園都市国家構想という形で進めてきたことにつきましては、この地域も乗っていくという方向で進めていくということでございます。

横文字が多いという御指摘、確かにそのとおりだと思います。以前から、お見せしております資料とか見ていただきましても、非常に分かりづらい、私どもも理解するのに大変苦労してございます。どちらかといいますと、国に対する申請ありきの資料になってございますので、その辺はどうしても議員さんからも言われましたけれども、難しいというところが多々ございます。それは、認めてもらうために申請するための言葉というふうに理解いただきまして、住民さん側に対しましては、もう少しかみ砕いた形で進めていこうと思います。例えば、メタバースという言葉が先ほども議員さんから言われましたけれども、仮想空間という意味だというふうに日本語では思っておるんですけど、そういう空間を使ってということなんです。それもあえて、メタバースという言葉を使わせてもらっているのが、採択を受けるための部分だということで御理解をいただければというふうに思います。お答えになり

ましたでしょうか。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） たくさんの新しい言葉が出てきているということで、当然、我々議員もそうですし、あと、また町民の皆様もこれから理解していくという中で、こういったSDGsぐらいからですね、横文字のそういう新しい言葉といいますか。英語の施策がどんどん出てきている中で、まず、根本的にどういう背景があるのか。そういったところから理解していかないと、なかなかこのいただいた説明を受けたとしましても、ちょっと分かりづらいところがあるんじゃないかなというふうに思います。認識や背景をお答えいただきましたけれども、本当に、そこからしっかりと理解を求めながら進めていかなければならないことだと思います。

いずれにしても、今後とも中身が見える形で、丁寧に説明のほうを周知していただきたいと思っておりますし、ウィズコロナという意味からもデジタルの導入というのは、すごく有意義であると考えます。教育や医療分野では、特に重要になってくると思いますので、一方で、なかなかなじめなかったり、理解できないといった方も出てくると思いますので、そういった人たちを取り残すことなく、良い成果を出せるよう努力していただくことをお願い申し上げて、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 貞森でございます。過日、質問通告をいたしました。議長の許可を得ましたので、今日発言させていただきます。

今日の質問一覧表というのを見ていただきますと、私のところは三つに分けて書いてもらっていますけれども、簡単に言いますと、1番のところでは職員の適正配置はなされているのかと。正規職員と非常勤の、今は会計年度任用職員というんですが、その人の採用の数はどうなのかというのが、1番です。

それから、2番目については、特に、職員の給与面とか、そういう環境面です。そういう面でちゃんとなされているのかと。会計年度任用職員にボーナスを与えるというときに、度会町は給与をくっと減らしました。ボーナス入れて、トータルしてちょっと年に頂くお金が上がるという、そういうシステムができました。それはそれでええんだらうかといって、私、質問したことがあります、その給与なんかの面も含めて、それから、子供さんたちの手洗い場所のような、そういう衛生環境みたいなことについても2番目に書いてもらっていますが、3番目は、食品の価格高騰によりという、これは給食費なんかを補助したってもらえないかという意味の発言のつもりです。

この一覧表とは別に、私なりにちょっと質問させていただきますので、お聞きいただきたいと思います。

まず、職員の環境ですが、正規職員と会計年度任用職員の適正配置のこと。一つの職場に正規の人が何人おって、非正規が何人おるかという、そういうことです。一人でも多くの人を本採用していただきたいと。この前に、役場の人の定員も、私、伺いました。役場の職員の定員はこれだけですけど、実際に正規の方はこれだけですよという、そういう話がありまして、一人でも多く正規にしたってくれませんか、月給もらって最後にずっと年金までつながるような使い方の人を、一人でも多くしたってほしいという意味で、この前も質問したんですが、まず、その度会町内にある三つの保育所です。そこでの職員の配置をお聞きしたいと思うんです。皆さんも御存じやと思いますが、近隣の市町では、保育園の保育士さんというのは、ちゃんとした資格がある人です。そういう人だからというので、会計年度の職員はほぼおりませんという町があります。四つ保育所がある町ですけど、うちは会計年度任用職員はほぼおりませんという町があります。そこへ来ると、度会町は結構おるわけです。会計年度任用職員。パートの方もいろいろ種類があって、フルタイムの人ばかりではないんで、いろいろあるんですけども、それでも一人でも多く正規の職員を作ったってほしい。それが、私の職員側への質問です。

それから、給与面は、先ほども言いましたように、できるだけ、元の給与に戻していただいて、それにぽんとボーナス2.6を乗せたってほしいと。ボーナスとしてもらった実感がないというて、私のところに言うて来られた会計年度任用職員の方がいます。ボーナスとしてもらうた実感がない。月給もろってぽんとボーナスこれだけもうたというんと違くて、トータルであなた去年より月給増えとるよと。年にもらったお金増えとるよと。そんなことでは、ボーナスもろたという気がしないと思うんです。その点をもう一回考え直してやってほしいと思います。

もう一つは、入所者の児童の面ですけど、給食費の補助をしたってほしいなど。私、小・中の給食費の補助を無料にしたってほしいんやと言うたら、いやいや、小・中だけやなしに、保育所もしたいんやというので、保育所の3歳から5歳の方の給食費を半額補助してくれるということになりました。有り難いことです。残ったんのは、ゼロ歳児から2歳児です。そんなふうにして、皆さんに利益がいくような町からの補助をお願いしたいと。それから、施設面で、小・中のように、しゅつと手を出したら、ぱっと水が出てくる、ああいう蛇口もつけたってほしいと。保育所には多分ないんだらうと思います。小学校、中学校、私、見学させてもらいました。小学校は、ぱっと出てくるところと、まだひねるところがあるんです。これどうやと思って聞いたら、校長先生は、いやいや、中学校や小学校は、これがいるんですよと。書道の液を流すとか、こんなときにちゅつと出ただけではいかんで、

しばらく出とらないかと。そういうので、施設が同じ水道の蛇口でも、ぱっと出て終わるといふのと違ふて、そういう長いこと出るやつも要るんだといふので、私らも勉強させてもらいました。そういう意味で、保育所にも、ぜひちょっと出したら、すつと終わる。給食の前の手洗いなんかは、そんなふうにしたっていただけないかと。こんなことをこう私、質問させてもらいますので、町長の御答弁をお願いします。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員の質問にお答えをいたします。

まず、三つの保育所の人員配置ですが、正規職員が17人、会計年度任用職員が40人で、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条を十分満たした配置となっております。

詳しい内容につきましては、担当課長が説明をいたします。

○議長（濱岡 裕之） 保健こども課、作野課長。

○保健こども課長（作野 和幸） 失礼いたします。

それでは、各保育所の人員配置について説明をさせていただきます。座らせていただきまして、失礼します。

まず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条では、保育士の数は、乳児おおむね3人につき一人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき一人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき一人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき一人以上とすることになっております。

そこで、各保育所での基準保育士数に対する現状でございますが、長原保育所では基準数に基づく6人がすべています。棚橋保育所では基準数が16人に対しまして17人を、中之郷保育所にあつては基準数の3人を配置しておりまして、すべての保育所におきまして基準配置人数を満たしております。

加えまして、所長及び次長、さらに、加配等保育士として長原保育所に二人、棚橋保育所に15人、中之郷保育所に3人、保育補助員といたしまして、長原保育所に二人、棚橋保育所に7人、中之郷保育所に一人、そして、3保育所共通の看護師として一人を配置するなどをいたしまして、基準値を超えた手厚い保育体制によりまして、子育て環境のさらなる充実に努めておるところでございます。

保育士数の現状及び詳細については、以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、会計年度任用職員のボーナスを含めた給与面についてでございますが、適正に支給されているかという質問でございますが、こちらにつきましては、令和2年第3回また第4回度会町議会定例会の一般質問において

も、関連事項を含めてお答えをさせていただきます。今回3回目であります。同じ答弁をいたします。

会計年度任用職員制度に移行するときに各職員に説明をし、了解を得て勤務をしていただいております。

次に、3歳未満児の給食費の町負担についてでございますが、本町では保育料に給食費を含んで徴収をしております。3歳以上児は、給食費相当額4,500円に対して2,300円の支援をしています。3歳未満児の給食費に対しても、同じく2,300円の支援を行っております。要は、2,300円半額以上を支援をしておることです。

また、今後、燃料費や食材費の高騰が予想されておりますが、保護者の負担増とならないよう検討をしていく所存であります。

最後に、手洗い設備についてでございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、蛇口をレバー式に更新する工事を施しました。自動ということも検討したわけでございますが、停電のときには使えないとか、故障もあるというような思いから、レバーであれば故障が少ないというようなことも考えながら、それを選んだということになります。そういうことで、直接蛇口ハンドルに触れることを防ぎ、接触に配慮する衛生環境面の改善を行いました。

以上、貞森議員への答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 貞森義和議員。

○5番（貞森 義和） 幾つかの答弁ありがとうございました。

私も勘違いしておったところなんかもありますので、もう一回確認させていただきますと、ゼロ歳から2歳児の保育所の子供さんに対しては、食費の半額を補助してくれとると、この前、3歳以上はという話やったと思います。私は、ゼロから2まではないのかなと思ったんですけど、それはもうしていただいております。これは有り難いことです。

それから、給与面でのことですが、皆さんの了解を得てということ、私は、今、町長からお聞きしましたが、私のところへ言うてきてくれた方は、あんな先生、紙に書いて、ぽんとくれただけで、了解してないんやという、そういう言い方やったもんで、そしたらちゃんと了解得たというぐらいの優しい言い方で、これから説明したっていただきたいと思っております。やっぱり私も公務員でしたけど、公務員は上から目線でものを見とるんじゃないかみたいになつりなるわけですね。一般の方々、そういうつもりはなかったも、そう思ったりするもんで、特に、我々公務員は、そういうところを配慮して、物を言うたり、行動したりせないかと、私はそうやって常々思いながら38年間働いてきました。そういう意味で、またこれから役場の方にも、いろいろお願いすると思っておりますが、よろしく申し上げます。

特に、皆さんが時々保育所へ行って、上目目線ではなくて、何か要求ありませんかとか、困ったことはありませんかとか、直さんならんところありませんかということを書いてやっていただきたいと思います。

それから、正規の職員さんの中に、園長さんやそんな人は入っと思うんですが、できるだけ、私くどいようですが、一人でも正規採用をして、それが将来の年金につながるような職員を増やして、そういう人が町内に住んでもらうと有り難いので、できたらそのときしのぎの使い方やなしに、長い目で、年金までつながるような正規採用の人を、役場の職員にしても、保育所の保育士さんにしても、そういうふうにしてやっていただきたいと、こういうことをお願いして、私の質問を終わらせてもらいます。

ありがとうございました。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きまして、大西 徹議員。

《1番 大西 徹 議員》

○1番（大西 徹） おはようございます。濱岡議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

1番議員の大西徹です。先月、5月2日に個人の方から度会町へ寄贈された棚橋地内の土地に関しますことで、1点お聞きします。

寄贈面積1万661平方、坪換算しますと、約3,224坪の土地に、町長は寄贈者の地域振興の思いを十二分にくみ取り、度会町の発展のために利用したいとおっしゃっておられました。現地は、境界確定も済んでおり、なおかつ地目も雑種地に変更されており、すぐにでも利用できる状態として聞いております。

また、寄贈者は、幹線道路に面しており、度会町に使っていただくことが、町民に一番喜んでいただくことと感じ、寄贈させてもらったとおっしゃっていました。役場からも近くに位置するこの広大な土地を、さらに生かすための計画をすべきだと、私は思いますが、現在どのような計画を持っておられるのか。また、計画が具体的に進んでいないのであれば、現在どのような状況なのか。お尋ねします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、寄贈土地の有効活用についての御質問にお答えをいたします。

このたび、御寄贈いただきました土地については、町の広報紙6月号にて、お知らせをいたしましたとおり、棚橋地内の県道度会玉城線沿いに位置する1万661平方メートルの広大な土地で、本年3月上旬頃に町の地域振興への思いと共に、お申し出をいただきました。

今回の御厚意に関しましては、町政を預かる身としても、真に頭が下がる思いで

あり、その敬意と感謝の意を込め、去る5月2日、採納に当たっての寄附契約書の契約締結式を執り行ったところでございます。

御承知のとおり、森林が85%を占める本町にとっては、主要県道に隣接し、高速道路へのアクセスが優れた北の玄関口ともいえる好条件な位置ということで、大変喜ばしく感じると共に、地域を活性化していくに当たっては、非常に多くの可能性を有していると思っております。

今回、御質問いただきました有効活用への計画については、正式な寄附採納からまだ日も浅く、現時点においては具体的な活用方法の決定にまでは至っていない状況にあります。町有財産としての適正な管理に努めると共に、地域振興への思いを十二分にくみ取った上で、町の発展につなげる活用方法を、様々な角度から検討していく所存であります。

今後においては、御心配いただきました大西議員を初め、皆様からの御提案や御意見も賜りながら、進めてまいりたいと考えておりますので、この場をおかりし、お願い申し上げます。

○議長（濱岡 裕之） 大西 徹議員。

○1番（大西 徹） 寄贈土地に隣接する度会玉城線、その北側の岩坂峠を越えますと、町長おっしゃられましたように、玉城インターがあります。例えば、それらの相乗効果を狙って、コンパクトではありますが、ロードサイド店舗の誘致やアメニティ広場といった民間施設等なのか。または、災害時の防災拠点など、地域の中核となる公共施設等なのか。いずれにしてもハード整備とソフトな面共に重視されると思いますが、土地活用を成功させるには、目的を明確にし、活用方法を総合的に判断していただき、町長の機動力で度会町らしい玄関口となるような整備をしていただければ、寄贈者の思いにも応えられるのではないのでしょうか。

調べてみますと、当該土地の寄贈の例といったものは、過去にほとんどありませんでした。そういったことから、初の試みになるかとは思いますが、度会町をアピールでき、先ほども申しましたが、度会町らしさを兼ね備えた施設整備に取り組んでいただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、大西 徹議員の質問を終わります。

これをもちまして、一般質問は終わります。

暫時、休憩をいたします。

（9時37分休憩）

（9時46分再開）

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、各委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 中森 慰議員。

○予算決算常任委員長（中森 慰） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第30号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第2号）、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度度会町一般会計補正予算（第10号））、以上2議案につきまして、教育長及び関係課長、局長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり、可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員会委員長 若宮淳也議員。

○総務住民常任委員会委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第31号 町長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例について、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の3議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきと決しましたので、報告いたします。

以上でございます。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員会委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものであります。

これで、各常任委員会委員長報告を終わります。

◎討論（議案第30号～議案第34号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第30号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第2号）から議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までを議題とし、討論を行います。各議案に対する討論の通告はありません。

よって、討論なしと認め、議案第30号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第2号）から議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の討論を打ち切りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第30号～議案第34号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第30号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第2号）から議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までを採決いたします。

議案第30号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第2号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第31号 町長等の給料の特例に関する条例を廃止する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度度会町一般会計補正予算（第10号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（度会町税条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

以上、議案第30号 令和4年度度会町一般会計補正予算（第2号）から議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（度会町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの5議案は、いずれも原案どおり可決されました。

◎議員の派遣について

日程第5 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元にお配りしましたとおり派遣することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元にお配りをしましたとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣議員及び日程等に変更が生じた場合には、議長に一任していただきたいと思えます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に変更が生じた場合には、議長に一任することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第6 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

度会町議会議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、度会町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議はすべて終了いたしましたので、令和4年第2回度会町議会定例会を閉会いたします。

(9時48分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員